

学位論文題名

労使紛争処理システムに占める労働組合の役割

－日中両国の比較の視点から－

学位論文内容の要旨

労使紛争の発生はそれぞれ個性があり、労使紛争の帰趨には、多くのファクターが関係する。また特定の国や時代の労使関係の実態や法制度のあり方から強い影響を受けるので、一般的な解決システムを形成するのは難しいと思われる。

最近、日本において個別的労使紛争が増加する傾向にあり、この種の紛争を迅速、確的に処理する特別の紛争処理システムの必要性が指摘されている。労使紛争は、単なる経済的争いではなく、人間的な葛藤を含む場合が多いこと、また、集団的な争いになりやすいことから特別の処理システムが要請される。さらに、紛争を適切に処理するためには、法的知識だけではなく、労使関係や労務管理さらに人間関係的な洞察も必要とされる。労使紛争処理のあり方は、労働法の中核を占める問題といえる。

ところで、日本企業における人事・雇用制度の変革や労働市場の変化、労働組合組織率の低下などの原因により、今まで形成されてきた日本の労使関係は変わりつつあり、紛争処理システムをめぐる議論が活発している。しかし現行労使紛争処理制度の処理システムとしての機能、紛争処理に占める労働組合の役割などの問題についてなお、十分議論されていない。他方、中国では、経済改革・市場経済化に伴ない、多種類の労働関係が併存し、労使紛争も多発している。特に今までも議論があまりなかった労働組合のあり方が問題となり、理論・実務とも対応に苦慮している状態にある。とりわけ次の問題に直面している。①労使紛争とその処理の実態が明確にされていない。②紛争処理制度の役割や意義が客観的に評価されていない。③紛争処理機関の構成および紛争処理における労働組合の役割が実態的および法的に議論されていない。

以上のような問題意識に基づき、本論文は、実態調査を含む一次資料と専門家・実務家等との議論および関連文献を基礎として、市場経済化にともない労使紛争が多発し、複雑化している中国の労使紛争処理システムを主に労働組合の役割に着目して検討するものである。現在、実務的に緊急に解決すべき多くの問題が提起され、また、中国労働法の特徴や法理を構築するために重要と思われる論点も生じているからである。同時に、中国における論議、特に紛争処理に占める組合の役割は、組合自体の位置づけが異なるとはいえ、日本法にとって極めて示唆的な内容と思われる。

本稿の具体的な内容は以下の通りである。

第一に、日本における紛争処理の特徴と問題点を明らかにする(第一章)。具体的には、①労使紛争の実態、紛争の分類を明らかにする(第一節)。②紛争処理システムの種類と

特徴を検討し、労働委員会・裁判所の処理状況を踏まえて、問題点を明らかにする。（第二節、第三節、第四節）。③紛争処理システムに占める労働組合の役割につき、労働組合の形態・特性とその紛争処理に関与するパターンを考察すると同時に、苦情処理制度・労使協議制・団体交渉が直面している問題点の抽出をめざす（第五節）。

第二に、中国の労使紛争処理状況を二つの部分に分け、検討を進める。その際、紛争処理の実態、法制度を軸に考察し、そこから問題点を明らかにする。具体的に、①労働関係の概観（第二章）、②労使紛争処理システムとそこでの組合の役割（第三章）に分ける。

①では、②の予備作業として、まず、中国における労働関係がいかに形成・変化・発展してきたかを究明する（第一節）。次に、市場経済体制化において形成されつつある国有企業労働関係・郷鎮企業の労働関係・外資系企業の労働関係・私営企業の労働関係の現状と特徴を見たとえでそれらの労働関係が直面している問題点を検討する（第二節）。第三に、従業員代表大会・企業労働組合委員会・共産党の基礎組織が紛争処理システムに果たしている役割についてもふれる（第三節）。

②では、歴史的に労使紛争処理システムおよびそれを支える法的制度の確立・中断ならびに回復の過程を概観すると同時に特に労使紛争処理システムに関する法的制度の現状を考察する（第一節）。次に、企業調停委員会による調停の意義・役割およびその問題点を明らかにし（第二節）、つづいて、仲裁委員会の設置・構成・職責ならびに仲裁員・仲裁法廷およびその仲裁原則を踏まえながら仲裁委員会の仲裁手続き・仲裁の役割およびその問題を究明する（第三節）。さらに、人民法院による裁判の意義と問題点および集団労使紛争処理システムについてもふれる（第四節）。以上の議論を踏まえて労使紛争処理に占める労働組合の役割を考察する（第五節）。実際にどのような役割を果たしているか、なぜ、組合は労働者の利益代表というより中立的な役割を果たしているのか、共産党との関係や企業経営・行政運営に占める役割はどうか、などが具体的論点である。

全体として、中国の労使紛争処理システムおよびそれを支える法理は、日本のそれと比較して次のような基本的な特徴を有することが明らかになったと思われる。

①企業内調停制度、企業外仲裁制度が法定されており、実際にも重要な役割を果たしている；②対象とする紛争は、生産・企業管理に関することや労働者の私生活に関することなど、その範囲は極めて広い、これは「単位制」が取られていることにもよる；③紛争処理に占める組合の役割は、労働者の利益代表的側面と企業運営の責任者的側面があり、市場経済化にともない前者にウエートが移動している；④紛争処理の基本原理はあくまでも自主的解決であり、仲裁や人民法院の手続においても調停が重視されている。

本稿作成は試行錯誤の連続であり、社会現象とりわけ労働組合や労使紛争を対象化し客観的に考えることが如何に難しいかを不十分ながらも理解しえた。今後とも、市場経済化にともない労働法や労働組合がどのように変容するかを研究していきたい。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 道 幸 哲 也
副 査 教 授 保 原 喜 志 夫
副 査 教 授 鈴 木 賢

学 位 論 文 題 名

労使紛争処理システムに占める労働組合の役割

－ 日中両国の比較の視点から －

最近わが国において、リストラによる解雇・退職、労働条件の不利益変更をめぐる労使紛争が多発している。裁判所に提起される事件もここ数年で倍増している。この急増する労使紛争について、その適切な処理システムが模索され、実際にも多くの提言がなされている。また、近時、改革解放が急激に進んでいる中国においても、多様かつ複雑な労使紛争が増加しており労働法の整備や労使紛争処理システムの確立が重要な課題となっている。

本論文は、日中両国の労使紛争処理システムの制度内容、実際の運営、関連する法的問題さらに紛争処理に占める労働組合の役割を、関連文献とともに実態調査等に基づき詳細に検討するものである。内容は以下のような構成となっている。

第1章では、日本における労使紛争処理の特徴と問題点を明らかにしている。労使紛争の類型化を試みるとともに、労働委員会、裁判所における処理実態と法理を検討し、さらに、「企業別組合」が、企業内外の労使紛争処理においてなぜ十分な役割を果たせないのかを考察している。

第2章では、3章の予備作業として中国における労働関係の形成史及び現状を概観している。具体的には、国有企業、郷鎮企業、外資系企業、私営企業の労働関係の特徴および最近の傾向を明らかにするとともに、本論文の主要な対象である国有企業の管理組織（従業員代表大会、企業労働組合委員会、共産党等）の相互関連を考察している。

第3章では、中国における労使紛争処理システムの形成史を概観したうえ、企業調停委員会、仲裁委員会、人民法院における処理システム、処理実態、直面する問題等について詳細に検討している。さらに、これらのシステムにおいて労働組合がどのような役割を發揮しているのか、なぜそのような役割を果たすのかを多様な角度から考察している。

終章では、以上をふまえて労使紛争処理システムの日中比較を試み、中国のシステムの基本的特徴として以下の事項を指摘している。(1)企業内調停制度、企業外仲裁制度が法定されており、とりわけ前者が重要な役割を果たしている。(2)対象となる紛争は、労働条件や雇用保障に関するものだけでなく、生産・企業管理に関することや出産計画等私生活の領域に関する事項も含む。組合が生産に対しても一定の責任を負い、また「単位制」が

採用されているためである。(3)紛争処理の基本原則は、あくまで当事者の自主解決であり、調停委員会は当然として、仲裁や裁判手続においても調停が重視されている。(4)紛争処理に占める労働組合の役割には二重性、つまり労働者の利益代表的側面と企業運営の責任者的側面があり、企業内では主に後者の、企業外では前者の色彩が濃厚になる。また、労働組合は、紛争処理上だけではなく、労働者教育、調停員・仲裁員の養成、関連法律の整備等についても極めて重要な役割を果たしている。

本論文については、中国労使紛争処理システムの全体像を、豊富な資料や実態調査および関連文献を素材にして、歴史、制度、運営実態、実際の調停・裁定内容、問題点から詳細に検討した点において高い資料的価値を見出すことができる。とりわけ、具体的なケースの紹介は興味深い内容になっている。同時に、紛争処理に占める労働組合の役割を、制度に関連させるだけではなく、中国の政治、社会、企業制度とも関連させて議論した点において理論的にもすぐれたものと判断できる。とりわけ、今後生じるであろう労働組合の性格変化を観察する際に留意すべき視角を明らかにしたことは高く評価しうる。

もっとも、労働組合と共産党との関連、制度の形成過程での立法の役割、条令や規則と立法との関連についての法源論についての論議が不十分であるという指摘もなされた。しかし、この点は将来の研究に期待することとし、本論文を審査員全員一致で博士論文としての評価に値するものと判断した。